

## 瀬戸市情報公開審査会答申第17号

### 1 審査会の結論

異議申立人が行った「愛知県東尾張地方税滞納整理機構の徴取引受書及び付表（様式5の付表）」（以下「本件対象文書（A）」という。）及び「瀬戸市税滞納一覧（100万円以上）」（以下「本件対象文書（B）」という。）の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定の処分のうち、下記についてはこれを開示すべきである。

- (1) 本件対象文書（A）に記載された整理番号、税額
- (2) 本件対象文書（B）に記載された未納額、普徴未納額、特徴未納額、軽自未納額、固定未納額、法人未納額、保有未納額

### 2 異議申立人の主張の要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、異議申立人が平成23年12月27日付けで行った本件対象文書（A）及び（B）の開示請求に対し、平成24年1月11日付け23瀬税第1884号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分の一部を取り消し、公文書の公開を求めるものである。

#### (2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第4条第2号及び第3号アによる不開示情報該当性について

(ア) 本件対象文書（A）に記載された税額は、開示により特定の個人又は法人を識別することはできず、個人又は法人の権利利益を害するおそれはないと解すべきである。

(イ) 本件対象文書（B）に記載された未納額、普徴未納額、特徴未納額、固定未納額、法人未納額及び保有未納額は、開示により特定の個人又は法人を識別することはできず、個人又は法人の権利利益を害するおそれはないと解すべきである。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第4条2号及び第3号アによる不開示事由該当性について

ア 本件対象文書（A）に記載された整理番号、市町村番号及び税額並びに本件対象文書（B）に記載された個人番号、未納額、普徴未納額、特徴未納額、軽自未納額、固定未納額、法人未納額及び保有未納額の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより通常知られることのない個人固有の情報が公になり、個人の権利利益を害するおそれがある。また、記載情報が法人に係る場合であっても同様に公にすることにより通常知られることのない法人固有の情報が公になり、

法人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

イ 本件対象文書（A）に記載された住所（所在地）、方書及び氏名（名称）並びに（B）に記載された名称及び住所は、特定の個人が識別できる情報及び他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報である。また、記載情報が法人に係る場合であっても同様に公にすることにより通常知られることのない法人固有の情報が公になり、法人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

#### 4 審査の経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成24年 4月10日 実施機関から諮問書を収受
- (2) 平成24年 4月25日 実施機関から理由説明書を収受
- (3) 平成24年 5月17日 異議申立人から意見書を収受
- (4) 平成24年 6月 1日 実施機関から補充説明書を収受
- (5) 平成24年 6月12日 異議申立人から補充意見書を収受
- (6) 平成24年 8月 9日 異議申立人からの口頭意見陳述、実施機関からの説明聴取及び審査
- (7) 平成24年 9月28日 審査

#### 5 審査会の判断の理由

異議申立人は、本件対象文書（A）及び（B）のうち、実施機関が条例第4条第2号及び第3号アにより不開示とした情報については、一部不開示事由に該当しないとし、一部開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書（A）及び（B）について、条例第15条第3項の規定に基づき一部開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は以下のとおりである。

ア 愛知県東尾張地方税滞納整理機構の徴収引受書及び付表（様式5の付表）

イ 瀬戸市税滞納一覧表（100万円以上）

##### (2) 不開示情報該当性について

ア 条例第4条第2号による不開示情報該当性について

(ア) 条例第4条第2号は、個人のプライバシーを保護するため、「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている公文書については開示しないことができると規定している。つまり、本条例は、個人のプライバシーの具体的な内容やその保護すべき範囲が、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことに鑑み、個人に関する情報に配慮する立場を採っている。

したがって、「個人に関する情報」とは、氏名、住所をはじめとする個人に関する一切の情報をいい、「特定の個人が識別できるもの、

または識別することができることとなるもの」とは、その情報から特定の個人が識別可能な場合はもとより、他の情報と結び付けることにより識別できる場合も含むこととしている。

この条例のこの趣旨に沿って、実施機関が条例第4条第2号に該当するとして不開示とした箇所について調査し、不開示とされた情報を次のとおり分類のうえ、審査を行った。

① 本件対象文書（A）

- a 整理番号
- b 市町村番号
- c 滞納者の住所（所在地）及び方書
- d 滞納者の氏名（名称）
- e 税額
- f 督促手数料
- g 延滞金

② 本件対象文書（B）

- h 個人番号
- i 名称
- j 住所
- k 未納額
- l 普徴未納額
- m 特徴未納額
- n 軽自未納額
- o 固定未納額
- p 法人未納額
- q 保有未納額

- (イ) 「a 整理番号」については、個人に関する情報ではあるものの、特定の個人が識別できる情報は含まれておらず、その他の情報を組み合わせても個人を識別することはできない。したがって、条例第4条第2号に定める「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」に該当するとは認められず、実施機関はこれを開示すべきである。
- (ウ) 「b 市町村番号」、「c 滞納者の住所（所在地）及び方書」、「h 個人番号」及び「j 住所」については、個々の箇所をもって特定の個人を識別することはできないものの、本件対象文書（A）及び（B）に記載された他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報であり、条例第4条第2号に該当すると認められ、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (エ) 「d 滞納者の氏名（名称）」及び「i 名称」について、これらは公にすることにより特定の個人を識別できる情報であると同時に、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第4条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(オ) 「e 税額」、「f 督促手数料」、「g 延滞金」、「k 未納額」、「l 普徴未納額」、「m 特徴未納額」、「n 軽自未納額」、「o 固定未納額」、「p 法人未納額」及び「q 保有未納額」については、個人に関する情報ではあるが、特定の個人が識別できる情報は含まれておらず、その他の情報を組み合わせても個人を識別することはできない。また、公にすることにより滞納者本人の名誉感情を害する可能性は否定できないものの、名誉感情については、それ自体が知る権利に比肩しうるほどに重要な利益であるとは言いがたい。したがって、条例第4条第2号に定める「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められず、実施機関はこれを開示すべきである。

イ 条例第4条第3号ア該当性について

(ア) 条例第4条第3号アは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の正当な事業活動を保障する観点から、開示することにより当該法人等の活動利益を害することが明らかであると認められる情報は不開示とすることを定めたものである。その本文において、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている公文書については開示しないことができると規定している。

この条例の趣旨に沿って、実施機関が条例第4条第3号アに該当するとして不開示とした箇所について調査し、不開示とされた情報を次のとおり分類のうえ、審査した。

① 本件対象文書（A）

- a 整理番号
- b 市町村番号
- c 滞納者の住所（所在地）及び方書
- d 滞納者の氏名（名称）
- e 税額
- f 督促手数料
- g 延滞金

② 本件対象文書（B）

- h 個人番号
- i 名称
- j 住所
- k 未納額
- l 普徴未納額
- m 特徴未納額
- n 軽自未納額
- o 固定未納額

p 法人未納額

q 保有未納額

- (イ) 「a 整理番号」、「e 税額」、「f 督促手数料」、「g 延滞金」、「k 未納額」、「l 普徴未納額」、「m 特徴未納額」、「n 軽自未納額」、「o 固定未納額」、「p 法人未納額」及び「q 保有未納額」については、法人に関する情報ではあるものの、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められず、実施機関はこれを開示すべきである。
- (ウ) 「b 市町村番号」、「c 滞納者の住所（所在地）及び方書」、「d 滞納者の氏名（名称）」、「h 個人番号」、「i 名称」及び「j 住所」については、個々の箇所をもって特定の法人を識別することはできないが、対象公文書に記載された他の情報と照合することにより特定の法人が識別されることとなる情報であり、これらの法人の情報を公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第4条第3号アに該当すると認められ、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。